

# 胎内市観光サインマスタープラン

平成 24 年 3 月

胎内市



## 目次

1 . 胎内市観光サインマスタープランについて . . . . .	1
( 1 ) 背景と目的 . . . . .	1
( 2 ) 観光サインの基本 . . . . .	2
( 3 ) 胎内市観光サインマスタープランの対象 . . . . .	3
1 ) マスタープランの対象となるサインの種類 . . . . .	3
2 ) マスタープランの対象となるサインの情報 . . . . .	4
3 ) マスタープランの対象となるエリア . . . . .	4
2 . 胎内市観光サインの現状と課題 . . . . .	6
( 1 ) 胎内市観光サインの現状と課題 . . . . .	6
1 ) 胎内市におけるサインの設置主体 . . . . .	6
2 ) 胎内市におけるサインの問題点 . . . . .	7
3 ) サインを取り巻く体制・仕組みの問題点 . . . . .	9
3 . 胎内市における観光サイン整備の基本方針 . . . . .	10
( 1 ) 基本方針 . . . . .	10
( 2 ) 誘導推奨ルート . . . . .	11
4 . 基本デザイン . . . . .	13
( 1 ) デザインコンセプト . . . . .	13
1 ) 胎内市における観光サインのデザインコンセプトの考え方 . . . . .	13
2 ) 中条町サインマスタープランの分析と変更点 . . . . .	13
3 ) デザインコンセプト . . . . .	14
( 2 ) 基本デザイン . . . . .	16
1 ) 標準規格 1 . . . . .	16
2 ) 標準規格 2 . . . . .	21
5 . 観光サインの設置基準 . . . . .	25
( 1 ) 総合案内サイン . . . . .	25
1 ) 留意点 . . . . .	25
2 ) 総合案内サインの整備イメージ . . . . .	26
3 ) 配置 . . . . .	27
4 ) 規格および構造 . . . . .	27
5 ) 表記 . . . . .	29
( 2 ) 道標サイン ( 車対応仕様・歩行者対応仕様 ) . . . . .	32
1 ) 留意点 . . . . .	32
2 ) 道標サインの整備イメージ . . . . .	33
3 ) 配置 . . . . .	37
4 ) 規格および構造 . . . . .	38
5 ) 表記 . . . . .	38

( 3 ) 名称サイン	40
1 ) 留意点	40
2 ) 名称サインの整備イメージ	41
3 ) 配置	43
4 ) 規格および構造	43
5 ) 表記	43
6 . 観光サインの維持管理方針	44
( 1 ) 計画的整備に向けた維持管理体制の構築	44
( 2 ) 新規設置に際してのルール	45
( 3 ) 維持・管理に際してのルール	45

# 1. 胎内市観光サインマスタープランについて

---

## (1) 背景と目的

観光立国の推進にあたっての基本的な考えが示されている「観光立国懇談会報告書」(平成15年4月)においては、「今日の日本の観光インフラは、外国人にとって決して親切に設計されているとは言い難い」という指摘がされており、「日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えていくこと」の重要性が示されている。

こうした状況をふまえ、案内標識の現状と課題を整理、分析し、道路や河川、公園、交通機関、観光施設などに設置されている案内標識の計画、設置、表記方法などの基本的な考え方を定めた「観光活性化標識ガイドライン」(平成17年6月)が国土交通省により策定された。観光サインの存在は、観光地のイメージづくりや観光客の満足度にも影響するものであり、地域として観光客を迎え入れるホスピタリティの表れでもあると言える。

一方、旧中条町と旧黒川村が合併して誕生した胎内市では、「胎内市観光振興ビジョン」(平成21年3月)や「胎内リゾート活性化マスタープラン」(平成21年3月)等において観光振興の方向性やエリア別の活性化方策が示されており、「胎内市リゾート活性化アクションプラン」(平成21年3月)に基づき、各種施策が実施されている。

観光サインも含めた環境整備の必要性については、「胎内市観光振興ビジョン」において指摘がされているものの、観光サインの指針や整備方針を定めるサインマスタープランの存在は旧中条町のみとなっている(中条町サインマスタープラン(平成9年))。そのため、市内の観光サインはデザインや設置基準面において統一感がないのが実情であり、胎内市としてのビジョンや、社会環境の変化をふまえた新しい観光サインマスタープランの策定が求められている。

そこで、中心市街地及び胎内リゾート地域において来訪者や沿道利用者の利便性を向上させ、胎内市として統一感のある案内サインを計画的に整備していくために、胎内市観光サインマスタープランを策定する。

## (2) 観光サインの基本

主な対象者は市外居住者である

観光施設等の場所や方向を指示する観光サインは、地域になじみのない来訪者(観光客)を対象としている。対象者が必要とする情報を必要とする場所で提供できているかどうか重要なポイントとなる。その点においては、来訪者を目的地にスムーズに誘導するために必要な「おもてなしのツール」であるといえ、地域全体の満足度にも影響を及ぼすものである。

誰にでもなじみのある、わかりやすい規格が求められる

地域になじみのない来訪者が対象になるということは、誰が見てもわかりやすいサインであることが重要である。国内共通のルール(国際化社会への対応、バリアフリー対応等も含む)を遵守し、来訪者になじみのある表現を用いる必要がある。

地域のイメージを決定づける要素となる

サインは景観上ではまちの印象に大きな影響を及ぼすものであり、地域のイメージ戦略と大きく関わる要素である。来訪者の利便性の向上に加え、地域の印象をどのように発信していくかという点を考慮した上でデザインや設置基準を検討していく必要がある。

様々な情報発信媒体との連携を行う必要がある

観光サインの利用者は、地域の地理情報がある程度把握できている市民と異なり、目的地に向かう過程で様々な媒体(インターネット、ガイドブック、パンフレット、カーナビゲーション等)から情報を入手している場合が多い。これらの各種媒体との整合性や連携のあり方を検討する必要があるという点で、一般的なサインとは異なる。

### 参考：観光サインの基本5原則【利用者本位は常識】

#### 絶対的情報と普遍性

- ・ 現在地と目的地を正確に掲載。古い情報は厳禁。
- ・ 他の観光サインとの共有・共通性。
- ・ 公共情報と民間情報の統一と整理、部局間情報の整理と一括管理。
- ・ 緊急対応情報の取り扱い。

#### 「見つけやすく、見やすく、判りやすい」

- ・ 利用者の情報との一致。あるべきところに正しくある。

#### 正確さがもたらす安全安心

- ・ 基本は正確な地図、正確な名称、正確な方向、正確な距離。

#### ターゲットに応じた情報提供

- ・ 的確な利用者想定、車と徒歩利用者への使い分け。

#### 公共事業としての戦略

- ・ 目的の明確化、戦略的展開の重要性。
- ・ 費用対効果の検証(適切さの追求・無駄の排除)

### (3) 胎内市観光サインマスタープランの対象

#### 1) マスタープランの対象となるサインの種類

サインとして提供する情報には、地名・住所情報、公的・主要施設情報（観光施設案内情報を含む）、注意喚起情報、規制・基準案内情報、などに分類することができるが、本マスタープランでは、主に胎内市外から訪れる来訪者に必要とされる情報を扱う観光サインを対象とする。

また、現在、設置されている様々な市管轄のサイン類のうち、他の法規で明確に規定されているサインは除くこととする。

なお、観光サインは、大きく分けて以下の3つのタイプに分類することができる。

#### 総合案内サイン

現在地の位置同定と行き先の方位・距離等を認識するために地図情報とともに設置する総合的なサインであり、ほぼ全ての情報を網羅してターミナルや主要観光拠点に設置する。



#### 道標サイン

利用者の行き先の方向・距離を示すものであり、主要動線の分岐点や中間点に設置する。なお、道標サインは、ターゲットに応じて「歩行者対応型」と「車利用者対応型」に分けて設定する。



## 名称サイン

観光施設や特定の資源の名称や情報を表記したサイン。用途に応じて解説機能を補完するものも対象とする。



## 2) マスタープランの対象となる情報

胎内市観光サインマスタープランの対象施設は、市内の主要な観光資源・施設に加えて、市内の主要な施設（市役所・警察署等）の他に避難所等を対象とする。市内主要施設は、市役所・ターミナル・警察署・総合病院・郵便局・銀行等の居住者・来訪者双方にとって生活情報として必要不可欠な施設を網羅する他、必要に応じて個人医院等の掲載も求められる。

また、緊急時の避難場所を明示するために、平常時は学校や公園等として機能している施設も「緊急避難所」として明示し、必要に応じて旅館やホテル等の24時間人が常駐して対応可能であり、堅牢な施設の掲載も行う。

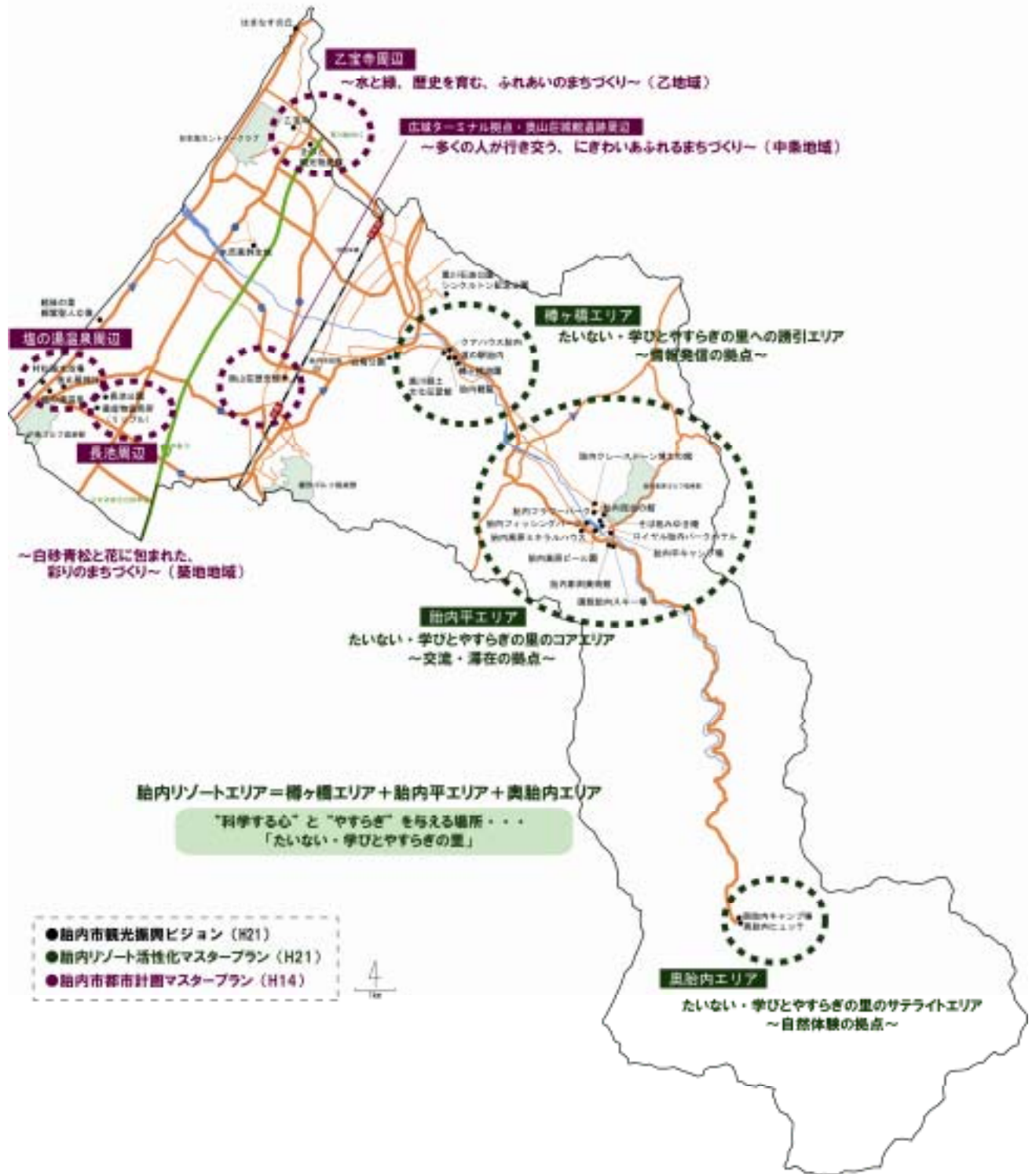
観光施設等に関しては、来訪者が求めるであろう施設や資源を抽出して掲載するが、市の観光戦略的視点から必要な施設・資源・経路の掲載も利用者本位の観点で行う。

## 3) マスタープランの対象となるエリア

基本的には市内全域（隣接市町村との境界域を含む）とする。



どこにでもある田舎からオンリーワンの“ふる里”へ  
 ～胎内のみんなで進める“ふる里・たいない”づくり～



## 2. 胎内市観光サインの現状と課題

### (1) 胎内市観光サインの現状と課題

#### 1) 胎内市におけるサインの設置主体

胎内市におけるサインの設置主体を整理すると以下の通りである。

サインの設置主体は、行政が主であり、行政以外の組織が設置しているサインはわずかである。

また、施設を管轄している担当課が、同施設のサインを設置・管理することになっているが、設置主体についてはほとんど把握されておらず、サインに関する記録等も残っていない。

設置主体	管轄している主な施設・資源	設置している主なサインの概要
商工観光課	水ばしょう、きのと観光物産館、はまなすの丘展望台、村松浜海水浴場、たるが橋観光交流センター、胎内スキー場、ロイヤル胎内パークホテル、胎内フィッシングパーク、奥胎内キャンプ場、奥胎内ヒュッテ等	観光資源・観光施設に関するサイン、胎内市全体の観光に関する総合案内サイン等
生涯学習課	サンビレッジ中条、シンクルトン記念館、黒川郷土文化伝習館、天文館、昆虫の家、胎内ライフル射撃場、胎内彫刻美術館、奥山荘など文化財、スポーツ施設等	文化財に関するサイン、文化施設のサイン
農林水産課	長池公園（リップル）、フルーツパーク、胎内高原ビール園、胎内フラワーパーク、胎内高原ワイナリー、胎内高原ミネラルハウス、グルメランド胎内、胎内アウレツ館等	特産品の加工・販売等に関する施設のサイン、注意喚起型サイン
総務課	避難場所等	地区・道路表示サイン、避難誘導サイン、海拔表示、行政施設や公共施設のサイン
地域整備課	関沢森林公園、白鳥公園等	公園のサイン
市民生活課		意識啓発サイン、注意喚起型サイン
健康福祉課	ほっとHOT中条、黒川地区総合福祉センター、中条中央病院、黒川病院等	病院や福祉施設のサイン

## 2) 胎内市における観光サインの問題点

### 統一感のないサイン

本来、中条エリアのサインは、中条町サインマスタープランに則った規格で整備されるべきであるが、デザインにばらつきがあり、統一感のないサインがまちなかに散在している。

また、サインマスタープランを持たない黒川エリアは、統一感のない様々な規格・デザインのサインが散在しており、利用者にとって見にくいサインが多い。



### 目立つこと優先のサインデザイン

特に黒川エリアは、原色を用いた派手なサインが多い。また、施設ごとに目立つように色を変えているため、周囲の景観とは馴染まず、景観を阻害している。



### ターゲットが想定できていないサイン

誰が、どういった時に利用するのかという想定ができていないため、誰が見てもわかりづらいサインになっている。ターゲット（観光客向けか市民向けか、歩行者向けか車利用者向けか等）を設定した上でのサイン整備は必要不可欠である。



### 劣化・破損したまま放置されたサイン

盤面の印字が薄くなってしまったサインや積雪に埋もれているサイン、倒れているサイン、海風で錆びているサイン等、劣化・破損したサインが至るところに放置されている。景観を損ねるだけでなく、利用者の混乱や事故等を生む要因となる。



### 実態と異なる情報が表記されたサイン

古い情報や誤った情報がそのままサインに表記されており、利用者を混乱させる要因となっている。



### 乱立しているサイン

胎内市は、サインの乱立はあまり見られない方であるが、一部、行政が設置したサインと民間施設が設置した看板が乱立しているポイントは、景観を阻害している。また、意識啓発サインの多さも気になる点である。



### 3) サインを取り巻く体制・仕組みの問題点

#### サインの設置主体が把握できていない

胎内市では、サインを設置・管理している主体は主に行政であり、それほど多岐にわたっている訳ではないが、どの主体がどのサインを設置したかということが明確に把握されていない。また、サインの詳細情報を明記している管理台帳などもない。

設置されたサインを適切に維持・管理していくためにも、サインの責任者を明らかにする必要があるとともに、サインに関する情報（設置者、設置年、設置場所、素材等）を整理した上で、関係者が情報を共有できる状態にしておくことが必要である。

#### サインの点検等を行っていない

胎内市は、豪雪や海風等、過酷な自然条件に置かれることが多いため、サインの劣化も早い。また、定期的にサインの点検などを行っていないため、劣化・破損したサインが放置され、景観を損ねる要因となっている。

それぞれの環境をふまえた上で、耐久性のある素材の採用や適切な設置場所を検討することに加え、設置したサインについて定期的にメンテナンスを行う仕組みを構築していくことが重要である。

#### サインに関する共通ルールが周知されていない

現状では、サインマスタープランが策定されている中条エリアにおいても、設置されているサインにばらつきがある。その要因としては、関係者の間でサインマスタープランの存在が十分に認知されていないことや、個人の判断でサインの仕様が変更されてしまっていること、施行業者と発注者（市等）との連携がきちんと行われていないこと等が考えられる。

## 3. 胎内市における観光サイン整備の基本方針

### (1) 基本方針

対象の設定から具体的なデザインコンセプトに移行するに先立ち、サインの検討に必要不可欠な事項を整理し、本マスタープランの基本方針(鉄則)として整理する。計画・設計から維持管理に至るまで徹底して完遂しなくてはならない『利用者本位』の原則と、設置者に必要な『対応』の視点から、以下の6つの基本方針を定めることとする。サインは元来、なくてはならない情報提供装置ではなく、利便性を高める上で必然的に設置されるものである。

#### 基本方針 1 利用者本位で見やすいこと

サインは元来、なくてはならない情報提供装置ではなく、利便性を高める上で必然的に設置されるものである。この観点で見れば、視認性が劣るものや、使いにくいサインは機能を果たさない。

#### 基本方針 2 常に機能していること

汚れや破損の放置は論外。全てのサインが適確に機能しているか否かを常時把握し、的確な時期に、的確にサインの整備や改修を行う。

#### 基本方針 3 景観と調和していること

サインが主役にはならないこと。景観を阻害せず、さりげなく来訪者の誘導支援を行う存在であること。

#### 基本方針 4 来訪者の安全を担えること

東日本大震災以降、来訪者に対する避難誘導情報の欠如が問題視されている。サインは、緊急時や災害時に、地域に不案内な来訪者を、安全な場所へ誘導する重要な役割を担う。設置する自治体内においてこの対応を真剣に討議して早急に答えを出す必要があるとともに、的確なサイン計画での対応が必要である。

#### 基本方針 5 国内共通仕様をふまえること

ユニバーサルデザイン対応と国際規格への国内共通仕様としての取り組み方を明示した「観光活性化標識ガイドライン」(2005年、国土交通省)に則ったマスタープランとする。

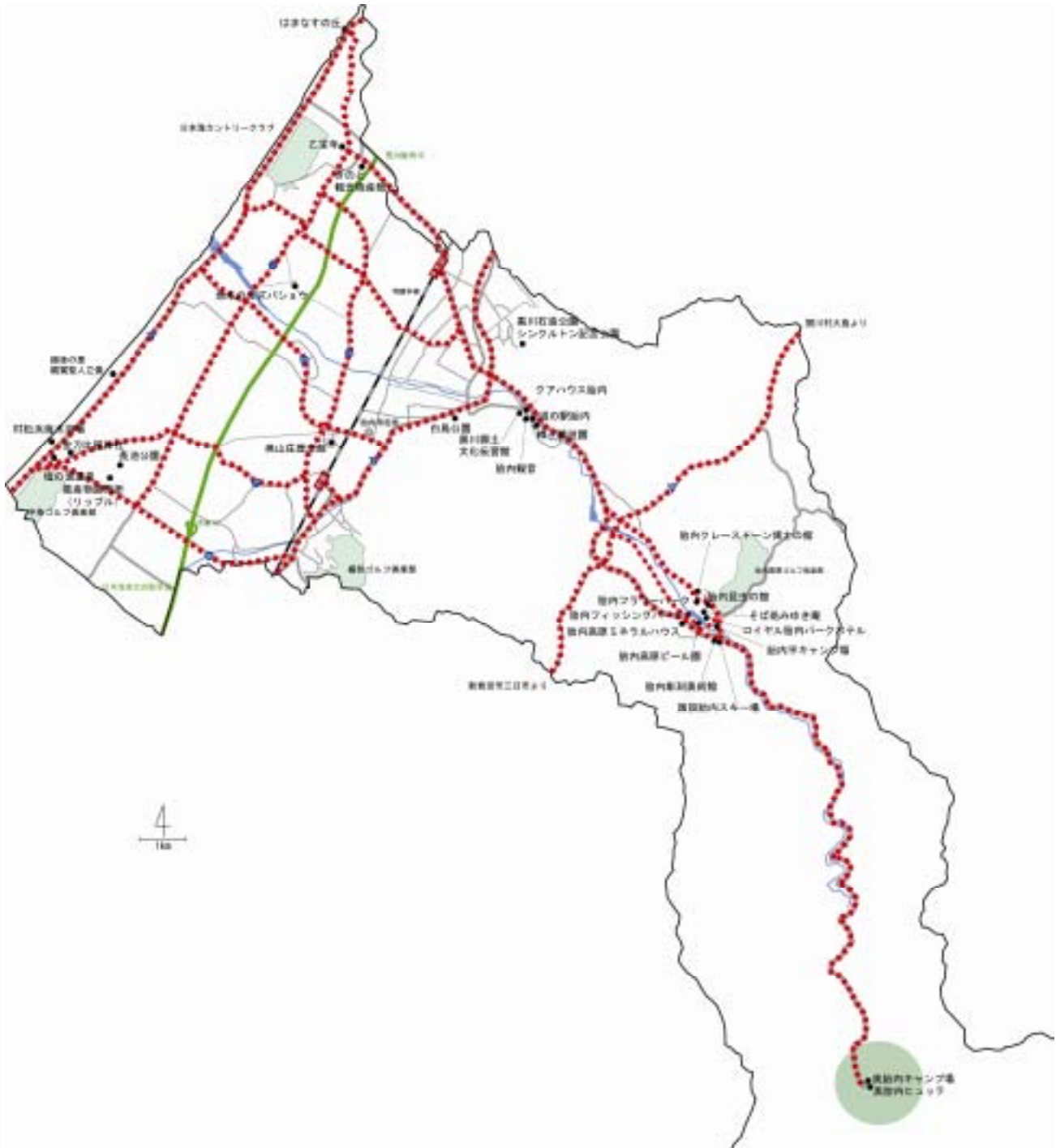
#### 基本方針 6 多様な情報発信媒体と一体的に整備をすること

パンフレットやガイドブック、IT情報、カーナビゲーションと整合性を図り、様々な情報発信媒体と一体となった整備を行う。

## (2) 誘導推奨ルート

計画的に観光サインの整備を行っていくためには、観光客がわかりやすく目的地に到達できるルートを選択し、効果的にサインを設置していく必要がある。また、胎内市が発行しているマップやガイドブック等の情報発信媒体の情報とも整合性をはかり、誘導推奨ルートを設定する。

### 誘導推奨ルート（市内全域）



誘導推奨ルート（中条駅周辺・中条エリア）





## 4 . 基本デザイン

---

### ( 1 ) デザインコンセプト

#### 1 ) 胎内市における観光サインのデザインコンセプトの考え方

色彩の設定に際しては、利用者に与える「色」の印象が、対象観光地と対象施設そのもののイメージを表現するという点を留意しなくてはならない。色彩は古来よりステータスを示す表現の一つとして用いられてきた経緯がある。

また、色彩は国や個人差により好悪の差が大きい。企業色を発揮するためのヴィジュアルアイデンティティの検討ではその企業や商品のターゲット(採り込む相手)とマーケット(売り込む市場)を鑑み、徹底した訴求検討がなされる。

一方の観光サインに代表される公的サインに関しては、公的施設から民間の町屋・寺社仏閣、景勝地等の要素の他、災害発生時における避難所等の情報を取り込んだ上で一定の印象を発揮する設定を行わなくてはならない点で民間的なヴィジュアルアイデンティティとは異なった包括系のイメージ戦略が求められる。

#### 2 ) 中条町サインマスタープランの分析と変更点

##### 色彩について

中条町サインマスタープランで採用された「エンジ色」は、我国で比較的多く採用されてきた系統の濃い色彩であるが、基調色の「黒紫：DIC-N933」は色が濃いため、屋外では「黒」と認識される傾向が強く、全国的にも稀少な色が採用されている。

基調色以外の「ぶどう酒色」「はまなす色」の採用は、地域性を発揮した花や夕陽の存在を意識するイメージをモチーフにする意図に加えて、自然景観から伝統的な建造物、木造家屋等との調和も図りやすく、高貴な色彩でもある点で評価できる。

##### グラフィック処理について

公共サインは「利用者が求める情報を提供する装置」であり、イベント案内や歳時記の様な発信者の事情から設置されるべきものではない。加えて、単純・純粋化することで基礎情報が適確に伝わるものであり、説明を要するデザインの存在は本旨を低減させかねないものになる。

サインは、単純・純粋化することで基礎情報が適確に伝わるものであるため、説明を要するデザインの存在は、本来の役割を低減させかねない。また、多重印刷するコスト増の負荷をふまえるとグラフィック処理は不要である。

### 規格・仕様について

中条町サインマスタープランのサインの規格・仕様の問題点・課題としては、設定されているサインのタイプが多く使用基準が明確でない、コスト増につながる規格や形状が見られる、胎内市の地域性に対する工夫が必要であるという3点に集約できる。

地域性に関する配慮として、冬季の積雪やその際の管理に対するデザイン上の改善を行う。

### 3) デザインコンセプト

#### 【色彩条件】

自然系から文化・歴史系、官公庁等の生活施設関連までの包括表示に適した色系統とする。

季節や時間の変化、降雪時の視認性に優れた色系統とする。

道路標識等との明確な違いが発揮される色系統とする。

来訪者に一定の品格を感じさせ、かつ、近寄りがたさまでの忌避感を感じさせない適度な「高級感」を持つ色系統とする。

特注仕様によるコスト増等の負荷を派生しない色系統とする。

補完：ロイヤル胎内リゾートの存在を意識した構成とする。

#### 【デザイン条件】

情報発信機能を優先して「名称サイン」「道標サイン」「総合案内サイン」の3種を基本型とし、仕様の整理統合を行う。

国内標準仕様に合致した仕様への適合を優先し、それに対応した規格形状とする。

地域性を考慮し、社会基盤工作物としての妥当性をもつデザインとする。

特注仕様等の負荷を派生しないデザインとする。

【サインの採用色の考え方】

- ・ 1～7の系統は「エンジ系・焦げ茶系・紫系」。3～5は補完色として使用される事が多い。使用例は福岡県太宰府、大分市、長野県木島平村、奈良県奈良市、東京都浅草等。
- ・ 8～14の系統は「緑系」。使用例は北海道の札幌市、小樽市、長野県の木曾地方等。
- ・ 15～21は「青系」。海浜部や新都市での仕様がが多く、沖縄県久米島町、神奈川県横浜市、青森市浅虫温泉、福岡県筑紫野市等。22～25は文化財等の表記に比較的多く使用されるが、重い印象を与えるためか地域の象徴色としての使用例は多くない。

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25			

【自然景観との融合と対比を明確にした好例：長野県木曾地方】



常緑針葉樹が多い木曾地方は、年間を通じて景観の基調色が「濃緑色系」であり、「サインは景観の一部」としての徹底したコンセプトを明示したものとなっている。一方、施設や資源名称を表記する文字の「クリームがかった白系」は、背景の「地色」に浮き上がる効果を計算し、ピクトと文字が目立つサイン本来の機能を良く発揮している。

降雪や日差しの影響を受けにくいようにやや下を向けた取り付けで上部のフレームには照明が内蔵されている。表記には民間施設名も含むが、民間の看板類を減らして沿道景観の改善を図る戦略的な意図が背景にあり、国内でも例を見ない。

設置当初、住民からは「目立たないサインでは？」と不安視する声も多かったようであるが、来訪者から高い評価（センスが良い。オリジナル。景観にマッチしている。等）が寄せられる中で、地域での評価も定着しつつある。

地味で濃い色彩系統がサインに用いられる理由



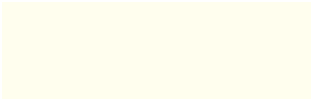
- ・ 第一に、我国の観光サインの多くが白系の抜き文字仕様を採用している点にある。これは「塗り潰し文字」と比較して視認性の高さや滲みの少なさに優れており、道路案内標識はこれを発展的に活用している好例である。
- ・ 第二に、日本の自然環境との関係が見られる。我国は一部の地域を除き、四季の変化が顕著な環境下にある。これは、空間の背景色が年間を通じて変化することを意味し、視認性を発揮する上でこの変化を念頭にすえた色構成を行うと似通った構成になりやすい事情がある。
- ・ 鮮烈な色彩のサインは高い視認性を持つ一方、自然景観や歴史的建造物の景観と融合しにくく、見る者に感じさせるイメージも特定される。従って、この種の色彩は民間の娯楽業種を中心に用いられても、公共サインで用いられることはない。
- ・ また、サインの色は、文字やピクトグラム情報を補完するものであり、文字やピクトがデザイン上の「図」に対して、色は背景の「地」に相当する。図を鮮明にする意図で地味で濃い系統の色彩が選択される。

道路標示サインの採用色の理由

- ・ 地色の色彩は、日本の場合、一般道には「青色系」、有料道路は「緑色系」に規定されており、文字は白系が採用されている。
- ・ 「青色系」地色と白抜き文字の使用では、大半が道路架空で使用されることから、空に浮かび上がる地色内の白文字で情報の視認性を意識したものとされている。この色彩の組合せが雲量に伴う日照の影響を受けにくくする他、黎明時や薄暮時における時間帯の視認性でも最も効果的であったとされる。
- ・ 道路標識は、設置経緯とともに、「青系＝道路行き先表示」との認識が社会的に定着したこともあり、高い存在感を示すものとなっている。
- ・ ちなみに、有料道路用の「緑色系」は、一般道路との差異を明確にするために設定されたものとされている。

## (2) 基本デザイン

### 1) 標準規格1 (胎内リゾートエリア以外)

表示板面基調色：プラム (C-76、M-100、Y-60、K-0)	
文字色：パール・レモン (C-0、M-0、Y-60、K-0)	
避難表示地色：エーテル (C-0、M-0、Y-10、K-0)	

#### 採用色について

- ・ 表示板の地色は「はまなす色」「ブドウ酒色」に連なる高貴な色彩とされる「紫系」を採用。黒紫より淡い色彩で暗い印象を減じつつ存在感のある濃い色彩とした。古い木造家屋の基調色(退色した木材等)のシルバークレーや都市景観、緑地との相性も良く、積雪時にも良く映える。
- ・ 文字は地色の「紫系」に対比する「黄色系」の中で、やや暖かみを強調した。
- ・ 避難場所の表記は、その他の文字情報と明確な差異を顕す「黒」とし、表示板の「紫系」と明瞭な差異が顕われる「薄黄色系」を採用。
- ・ 青系の道路標識等とは明確な違いが発揮される。

#### エリアについて

- ・ 胎内市としての基本デザインは本規格(プラム)とする。ただし、胎内平エリアと奥胎内エリアを中心とする胎内リゾートの案内サインは、標準規格2(鉄色)を採用する。<sup>\*1</sup>

▶ \*1: 同じ基礎のサインで標準規格1の表示板と標準規格2の表示板を混在させるようなことは避ける。

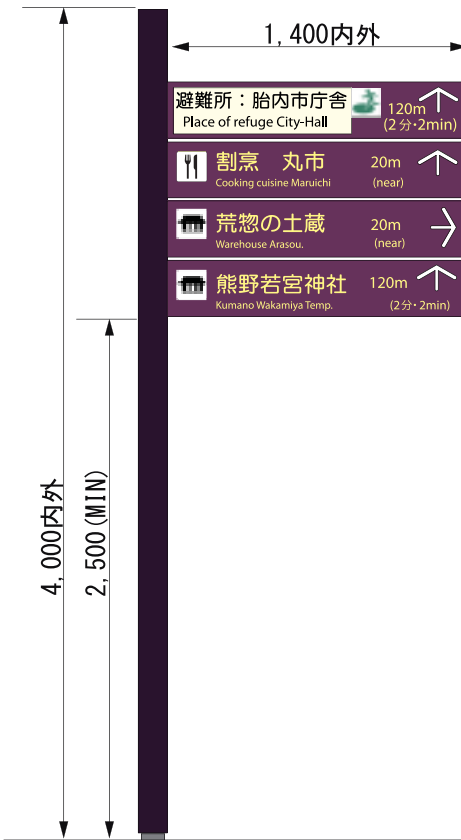
## 胎内市観光サイン（標準規格 1 歩行者用）基本デザイン

表示板面基調色：プラム (C-76、M-100、Y-60、K-0) NCC:1120  
 □はまなす & チューリップ等のワインカラーの濃度を高め、  
 淡い色合いながら存在感を確保。

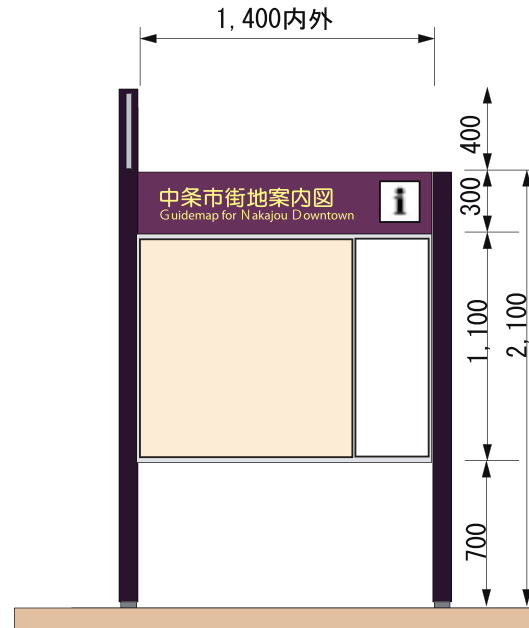
文字色：パール・レモン (C-0、M-0、Y-60、K-0) NCC:0246  
 □基調色に対比する系統の色彩で文字のインパクトを確保。

避難表示地色：エーテル (C-0、M-0、Y-10、K-0) NCC:1201

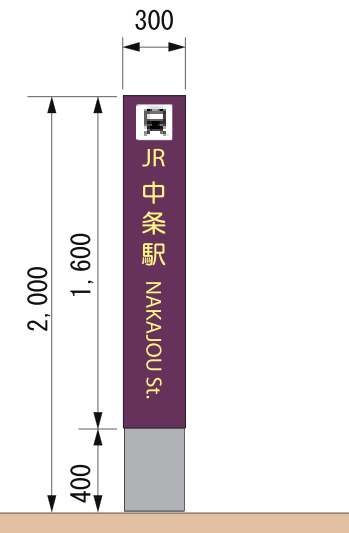
## 道標サイン（歩道多方面対応型）



## 総合案内サイン（拠点対応型）



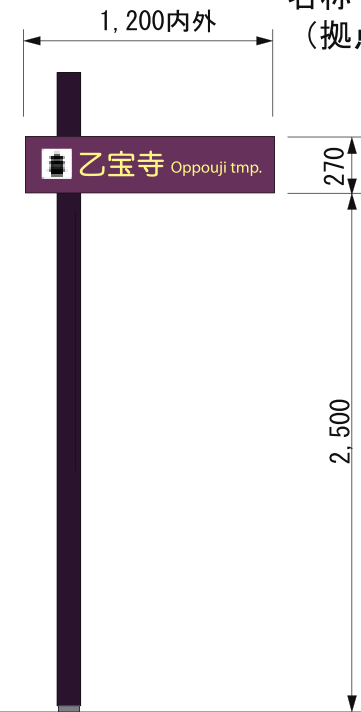
## 名称サイン（拠点対応型）



## 道標サイン（拠点対応型）



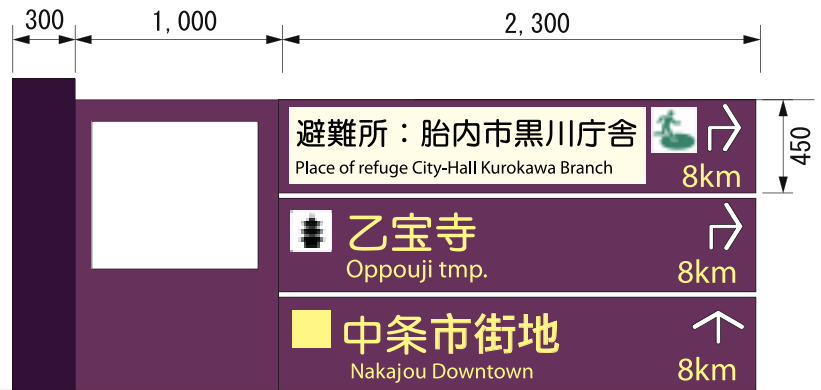
## 名称サイン（拠点対応型歩道設置仕様）



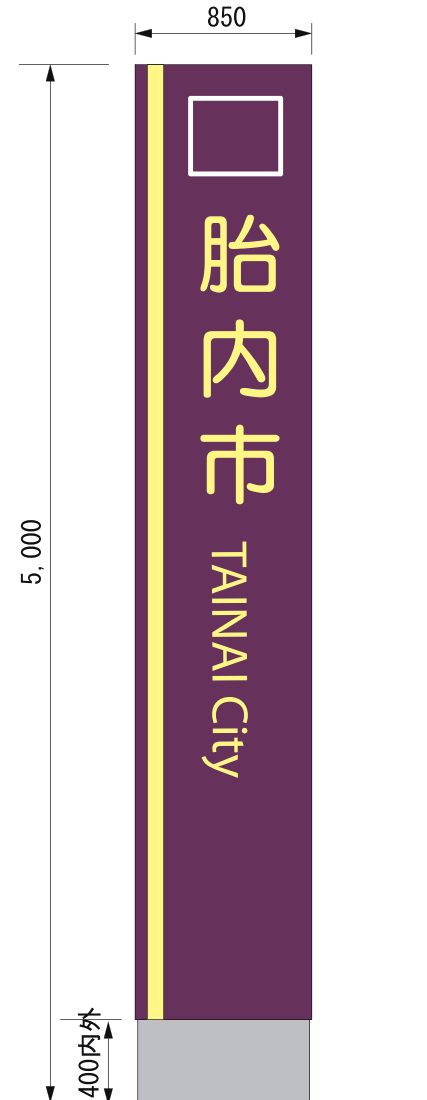
道標サイン（車利用者対応型）路上架空設置仕様

胎内市観光サイン（標準規格 1 車利用者用）  
基本デザイン

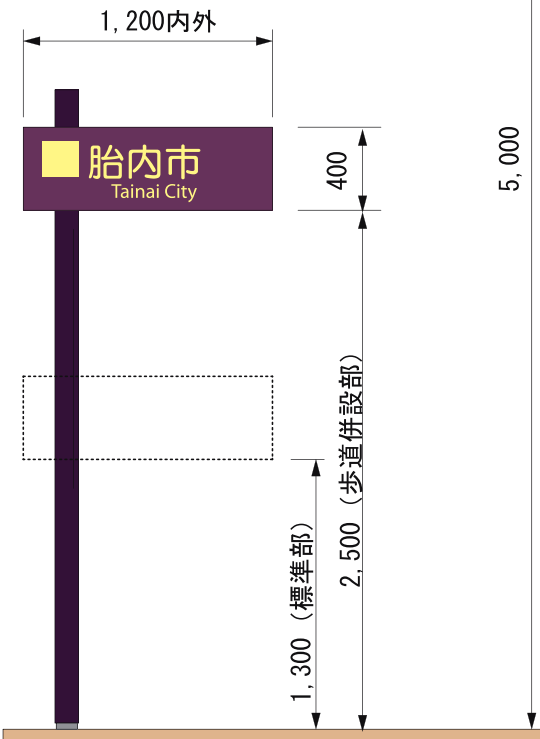
- 表示板面基調色：プラム (C-76、M-100、Y-60、K-0) NCC:1120
- はまなす & チューリップ等のワインカラーの濃度を高め、淡い色合いながら存在感を確保。
- 文字色：パール・レモン (C-0、M-0、Y-60、K-0) NCC:0246
- 基調色に対比する系統の色彩で文字のインパクトを確保。
- 避難表示地色：エーテル (C-0、M-0、Y-10、K-0) NCC:1201



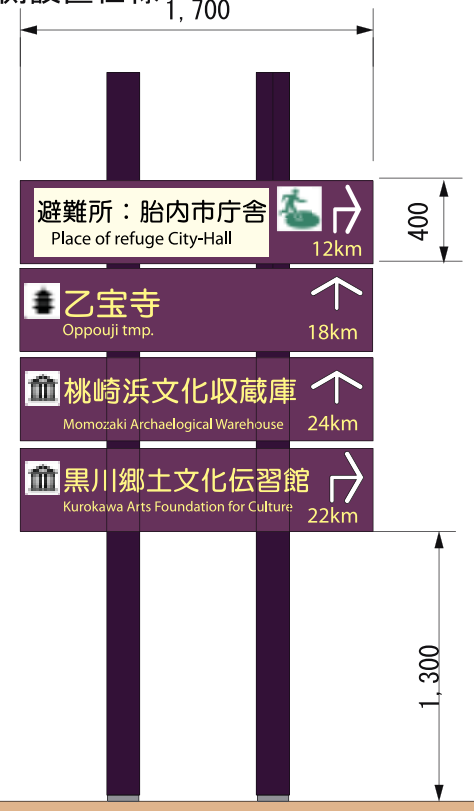
名称サイン（車利用者対応型）  
行政界設置仕様（特大）





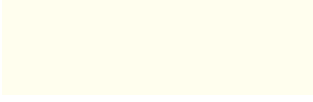
名称サイン（車利用者対応型）  
行政界設置仕様（標準）



道標サイン（車利用者対応型）  
路側設置仕様



## 2) 標準規格2 (胎内リゾートエリア用)

表示板面基調色：鉄色 (C-100、M-80、Y-80、K-0)	
文字色：パール・レモン (C-0、M-0、Y-60、K-0)	
避難表示地色：エーテル (C-0、M-0、Y-10、K-0)	

### 採用色について

- 胎内平エリアと奥胎内エリアを中心とする胎内リゾートは、下越地方の総合的なレクリエーション拠点の1つであり、県外からの集客も多い。主たる施設は第3セクターによって運営されており、独自の集客型ブランドとして確立されている。よって、市内のその他の観光資源カテゴリーとは別のブランディングを考慮する必要がある。
- 表示板の地色は既往の「ロイヤル胎内パークホテル」のイメージカラーである濃い青緑色によるブランディングイメージを創出。

### エリアについて

- 胎内市としての基本デザインは標準規格1(プラム)とする。ただし、胎内平エリアと奥胎内エリアを中心とする胎内リゾートは、本規格(鉄色)を採用する。\*2

▶ \*2：胎内平エリアと奥胎内エリア内のみならず、特に両エリアの進入口となる国道7号線に設置する両エリアの案内サインは本規格(鉄色)を基本とする。ただし、標準規格1の表示板と標準規格2の表示板を同一のサインに混在させるようなことは避ける。





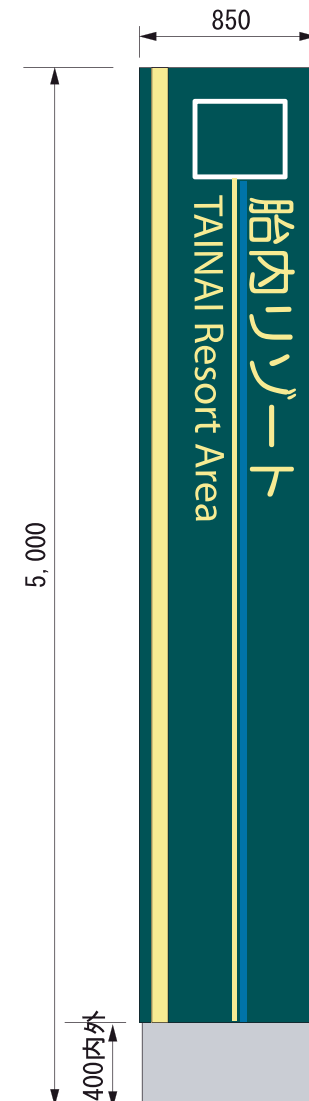
## 胎内市観光サイン（標準規格2）基本デザイン

- 表示板面基調色：鉄色 (350C C-100, M-80, Y-80, K-0) NCC:0738
- 既往の「ロイヤル胎内パークホテル」のイメージカラーである「濃い青緑色」によるブランディング・イメージの創出  
ロアイヤル・エール・フォルスより鮮明な緑色。
- 文字色：パール・レモン (C-0, M-0, Y-60, K-0) NCC:0199
- 基調色に対比する系統の色彩で文字のインパクトを確保。
- 避難表示地色：エーテル (C-0, M-0, Y-10, K-0) NCC:1201

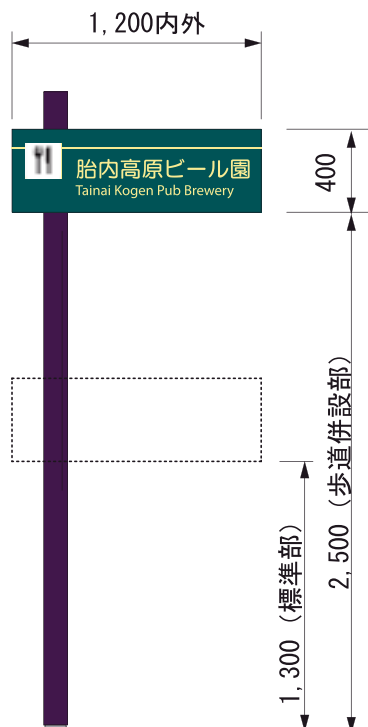
## 道標型サイン（車利用者対応型）路上架空設置仕様



## 名称サイン（車利用者対応型）行政界設置仕様（特大）



## 名称サイン（車利用者対応型）行政界設置仕様（標準）



## 道標型サイン（車利用者対応型）路側設置仕様



## 5. 観光サインの設置基準

---

### (1) 総合案内サイン

#### 1) 留意点

##### 1 総合案内サインは、適切な場所に設置する

- ・来訪者の動線の起点となる場所など、利用者が必要とする場所に設置する。

##### 2 総合案内サインの存在を認識しやすくする

- ・離れた場所からでも見つけやすいように、①マークを設置する。

##### 3 来訪者が必要な情報を正確かつ簡潔に提供する

- ・様々な目的をもった来訪者が必要とする情報を正確に提供する。
- ・外国人でも理解できるよう、英語表記とピクトグラム表記を行う。

##### 4 高齢者や障がい者が安心して利用できるものとする

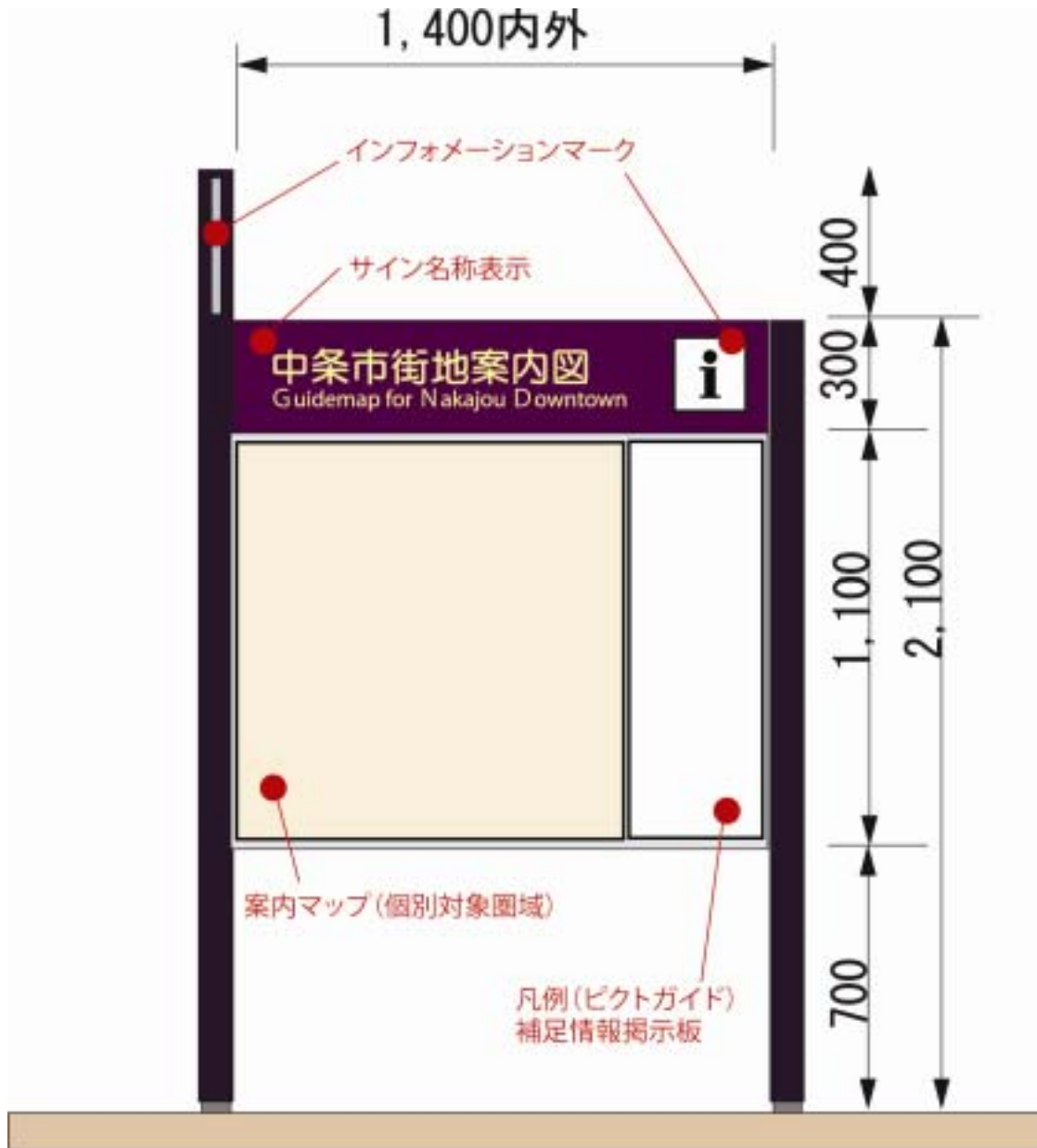
- ・高齢者や障がい者でも利用しやすいように適切な文字の大きさや色を使う。
- ・バリアフリー施設やバリアフリー経路を表記する。

##### 5 まちなみや周囲の景観との調和がとれたものとする

- ・まちなみや景観に合った色彩やデザインを標準仕様とする。

## 2) 総合案内サインの整備イメージ

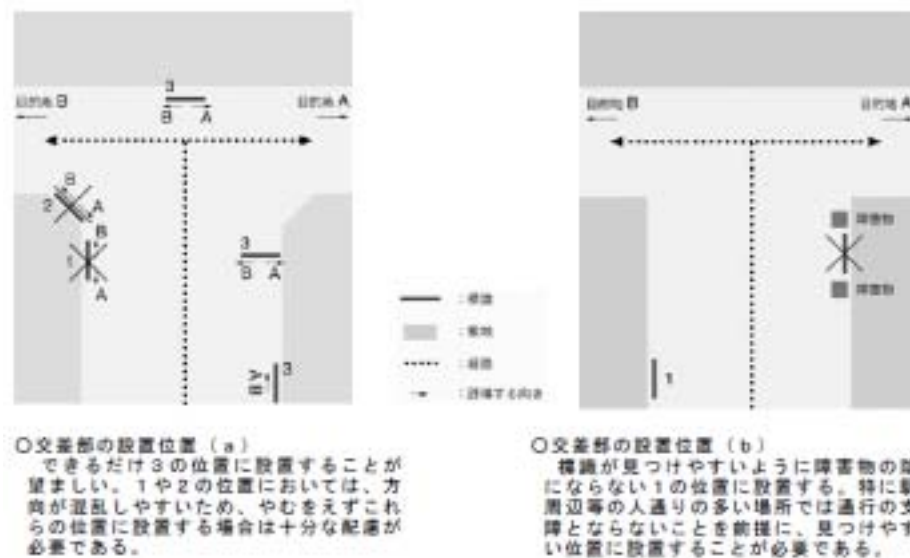
総合案内サイン（拠点对応型）



### 3) 配置

動線の起点・終点の最も視認性の高い場所に設置する。

- ・ ターミナルの場合は、利用者の主動線の延長上（例：改札口正面や出入り口）で自然な視線の終点に配置する。
- ・ 主要観光拠点や幹線歩道や動線結束部に設置する場合は、利用者が最も集中する見通しの良い位置に配置する。
- ・ 総合案内サインの存在が全ての方向から視認される様に利用者動線に直交する方向に①マークを併設併記する。（周囲の構造物に遮られない配置とする）



出典：観光活性化標識ガイドライン

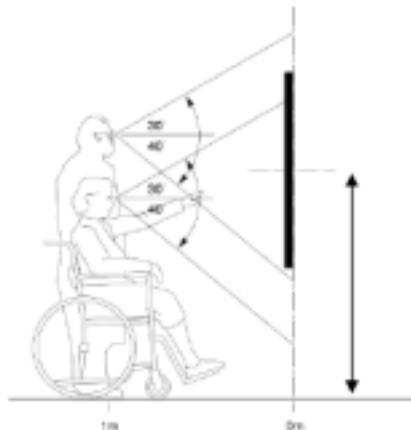
表示内容の上部が進行方向の前方を示す方向に合致できる位置に配置する。

- ・ 総合案内サインの図情報に関しては、地図表記の原則によらず必ず地図上部が視界の前方を表記することとする。

### 4) 規格および構造

表示板の高さはユニバーサルデザインの規定に留意して設定する。

- ・ 表示板の高さに関しては、先進事例において採用されている数値を参考に、車いす利用者の見やすい高さを採用する。

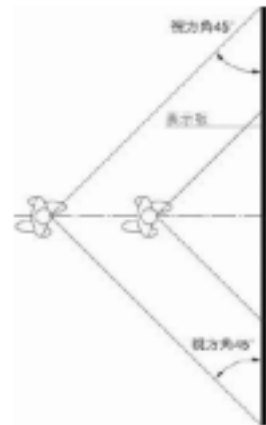


注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている125cm程度と考えるのが適当である(※1)。情報量が多い地図などで、車いす使用者にとって地図上部の利読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい(※2)。

(※1)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

(※2)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」による

図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成3集」(1980、丸善)による



注 視方向(視軸と視対象のなす角度)が45°以下では表示内容の読読率が増加して好ましくない(※3)。

(※3) 野呂彰典編「図説エルゴノミクス」(1990 日本規格協会)による

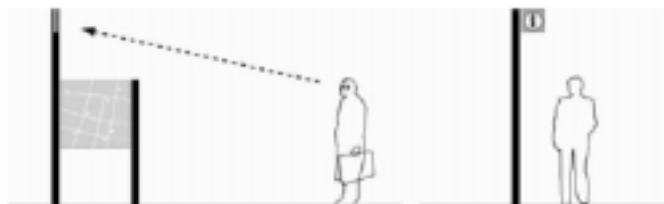
「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001、国土交通省)を参考に作成。

出典: 観光活性化標識ガイドライン

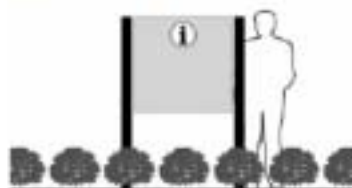
①マークは主地図の表示板に直行する方向に設置する。

- ・ 総合案内サインの存在を利用者に伝えるために、サイン上部に①マーク表示を行う。また、①マークは、動線に直交する方向に向けて総合案内サイン表記面以外の方向から見て認識しやすくする。

・ 標識の板面と観光客の動線が平行の場合：板面と垂直に設置



・ 標識の背面側からの観光客の動線が考えられる場合：裏面に表示



出典: 観光活性化標識ガイドライン

表示板を固定する支持構造体は経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 頻繁な検査や補修は管理負荷を高めるものになるために経済的で耐久性に優れた素材を構造体として使用する。塩害の影響を受ける立地性を持つ胎内市ではあるが、市場性の乏しい特殊な仕様は、コスト高や補修時の特殊性が生じるために市場性にも十分な配慮を行う。

表示板は表記情報の劣化を感じさせにくく、経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 一定の期間、総合案内サインとしての機能を健全に発揮させるために、変色や汚れ等が生じにくいプリント仕様を採用する。

## 5) 表記

表示板のベースカラー

- ・ 表示板のベースカラーは、「**プラム**」とする。
- ・ 文字のカラーは「**パール・レモン**」とする。

主地図は徒歩圏（1.0～2.0km 四方）を網羅して表記する。

- ・ 使用する地図は、都市計画図をベース\*3に加工し、対象地の状況に応じた縮尺に加工したもの\*4を用いる。
- ・ 地図の縮尺や方位を記載する。
- ・ 主地図の表現範囲は、徒歩利用者が容易に到達し、情報を最も要する 1.0～2.0km 四方を対象とする。
- ・ 表示板の情報を補完する副地図や凡例表記は主地図の側面に行く。下部への凡例表記を行っている先進事例も見られるが、利用者の視線移動が大きくなる他、視線の移動が縦より横方向のほうが行われやすい人間工学的側面から側面表示を採用する。

▶\*3：「観光活性化標識ガイドライン」では地図の水準は規定されていないが正確な地図をベースに使用することを前提としている。これは、正確なスケール表示をする上での必然であり胎内市においても都市計画図のデータベースを所有していることから都市計画図の転用を基本とする。

▶\*4：「観光活性化標識ガイドライン」でも掲載する図の縮尺には対象により1/600～1/1,000程度と幅を持たせている。胎内市においても、徒歩利用が可能な中心市街地とその他のエリアの実情が異なるために実態に応じた対応とすることが望まれる。

### 徒歩圏を詳細に案内する地図の縮尺・範囲・向きの考え方

主地図	範囲	1 km四方程度
	縮尺	1/600～1/1,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上
副地図	範囲	2 km四方程度
	縮尺	1/5,000～1/8,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

### 観光エリア全体の概略を案内する地図の縮尺・範囲・向きの考え方

範囲	行政区域に関係なく、特定の観光地として認識される範囲
向き	設置状況に応じて適宜

出典：観光活性化標識ガイドライン

### フォントと他言語表記、文字の基準

- ・ 総合案内サインの地図面の名称は**二カ国語（日本語と英語（ローマ字））表記**を行う。また、使用するローマ字はヘボン式とする。
- ・ 詳細な規定は「観光活性化標識ガイドライン」「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針：東京都」「道路標識設置の手引き：東京都」を参考に規定する。
- ・ 総合案内サインに使用する日本語表記は、既往の道標サインとの関連性、視認性の高い「丸ゴシック体」\*5とする。
- ・ 英語・ローマ字表記は使用例の多い「Helvetica」を使用し、表記上、文字数が多くなるためにナロー系の Helvetica Narrow 同等仕様とする。  
（凡例に使用する英語・ローマ字表記は、文字数の制約を受けないことから Helvetica Regular とする）

▶\*5：「ゴシック体」とは、縦横の字線が太く、均一の太さもしくは中央がやや細く、終筆部に飾りを施さない和系文字の総称。視認性が高いため、総合案内サインや道標サインに多く用いられる。

### 凡例

- ・ 主図右脇には、ピクトグラムの凡例を添付する。
- ・ 凡例には、ピクトグラムの解説を4カ国語で解説し、位置を座標で表記する。
- ・ 使用するピクトグラムは「JIS規格による案内用図記号（JIS Z 8210）及び標識案内用図記号ガイドライン（財団法人：交通エコロジー・モビリティ財団）を基本に使用する。

参考：文字・ピクトグラムの大きさの目安

種別	ピクトグラム	日本語	英文	表示施設
凡例	24.0mm	10.5mm	8.0mm	
特大 サイズ	-	18.0mm	14.0mm	市町村名（境界がある場合）
大 サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、官公庁、美術館、博物館、市民会館 等
中 サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、医療機関、大規模商業施設、ホテル、旅館、埠頭、踏切、市町村名、丁目 等
中小 サイズ	-	-	5.0mm	番地
小 サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

参考：ヘボン式ローマ字一覧

日本語	ローマ字(ヘボン式)	日本語	ローマ字(ヘボン式)
あ い う え お	a i u e o	ば び ぶ べ ぼ	ba bi bu be bo
か き く け こ	ka ki ku ke ko	ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ	pa pi pu pe po
さ し す せ そ	sa shi su se so	きゃ きゅ きょ	kya kyu kyo
た ち つ と	ta chi tsu te to	しゃ しゅ しょ	sha shu sho
な に ぬ ね の	na ni nu ne no	ちゃ ちゅ ちょ	cha chu cho
は ひ ふ へ ほ	ha hi fu he ho	にゃ にゅ にょ	nya nyu nyo
ま み む め も	ma mi mu me mo	ひゃ ひゅ ひょ	hya hyu hyo
や ゆ よ	ya yu yo	みゃ みゅ みょ	mya myu myo
ら り る れ ろ	ra ri ru re ro	りゃ りゅ りょ	rya ryu ryo
わ	wa	ぎゃ ぎゅ ぎょ	gya gyu gyo
ん	n	じゃ じゅ じょ	ja ju jo
が ぎ く げ ご	ga gi gu ge go	ぢゃ ぢゅ ぢょ	ja ju jo
ざ じ ず ぜ ぞ	za ji zu ze zo	びゃ びゅ びょ	bya byu byo
だ ぢ づ で ど	da ji zu de do	ぴゃ ぴゅ ぴょ	pya pyu pyo

【補足事項】

撥音：b、m、pの前にnの代わりにmを挿入する。(なんば=namba)

促音：子音をくりかえす。(はっとり=hattori)

長音：のばさずに記載しない。(おおた=ota 又は ohta)



## (2) 道標サイン(車対応仕様・歩行者対応仕様)

### 1) 留意点

#### 1 目的地に関する必要不可欠な情報を正確かつ的確に提供する

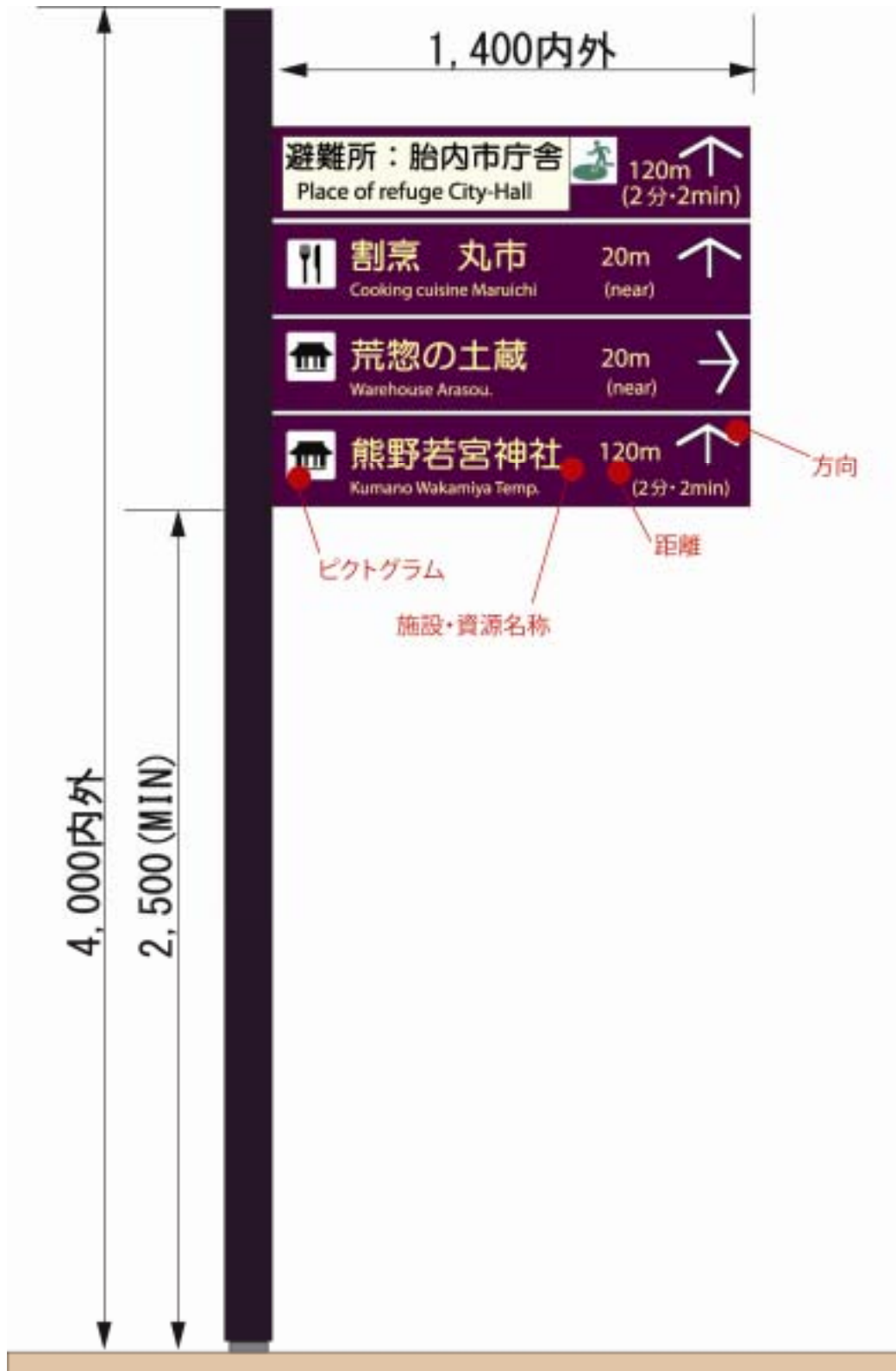
- ・車利用者に対しては、目的地の方向を瞬時に認識できるようにする必要があるため、視認性の高い規格と色彩で名称、方向、距離表示を行う。
- ・徒歩利用者が目的地の方向を認識できる様、視認性を重視して名称、方向、距離表示を行う。
- ・基本的には総合案内サインに掲載する施設及び拠点名と連動した固有名詞を掲載する。
- ・顕在性の高い位置に的確に掲載する。

#### 2 街並みや周囲の景観との調和がとれたものとする

- ・設置する地域の景観と調和する点を重視し、周囲の景観に融合しつつ存在感が発揮できる配置と規格とする。

## 2) 道標サインの整備イメージ

道標サイン（歩道多方面対応型）



道標サイン（拠点对応型）



道標サイン（車利用者対応型）

路上架空設置仕様



道標サイン（車利用者対応型）  
路側設置仕様



### 3) 配置

進行方向側のアイストップの位置にある路側部に設置する。＜車利用者仕様＞

- ・ 進行方向側の路線側\*6 でかつ視線が自然に到達する位置に設置する。
- ・ 道標サイン表示板は道路標識との混在化による混乱を回避する他、景観を阻害しにくく\*7 経済的\*8 な路側部への設置を原則とする。

▶ \*6：対向車線側は、対向車によって表示板が遮断される他、夜間走行時におけるヘッドライトの照射が及びにくく、逆に対向車の燈火による眩光等で視認しにくくなる場合がある。このため、やむを得ない場合を除き進行方向側への配置を行う。

▶ \*7：最も視認性の高い道路上部に設置される通称「肩持ち式表示板」は、視線上のランドマーク等と重なり景観阻害要因になる可能性が生じる。研究結果では視認性の点において肩持ち式と路側式の差異は小さい。（「景観に配慮した道路案内標識の設置方式と機能について：独立行政法人土木研究所」）。

▶ \*8：通称「肩持ち式表示板」は、道路上に張出す構造上、堅固な構造を要求されるために高価になる。路側式と比較するとコストは二倍程度を要する。（「景観に配慮した道路案内標識の設置方式と機能について：独立行政法人土木研究所」）。

周遊ルート上の主要交差点等のアイストップ効果のある分岐点路側部に設置し、狹隘地や三叉路等には一本支柱仕様を採用する。＜歩行者対応仕様＞

- ・ 進行方向側の路側で視線が自然に到達する位置に設置する。

段階毎の的確な情報を提供する。

- ・ 胎内市が設置する道標サインの視認性を高めるために、高速道路で採用されているルート上の段階的情報提供システムを参考に「事前情報」と「直前情報」「当地情報」に区分した道標サインの配置を行う。\*9
- ・ 「事前情報」は、主要ルート上の分岐点に設置し、対象路線上の主要案内地点の名称と概ねの走行距離を表示する。表示は近い距離順に上から複数表記を行う。
- ・ 「直前情報」は、主要な拠点進入口の直前地点（約 1.0km 手前：時速 40km 走行時の約 2 分前位置）に設置し、路線上の直近の主要案内地点の名称を大きく最上部に表示する。複数表記の場合は近い距離順に次位に文字サイズをやや小さくして表記する。
- ・ 「当地情報」は、主要案内地点の進入口を表示するものとし、名称と方向の表記を行う。

- ▶ \*9 : 「事前情報」「直前情報」「当地情報」は、当マスタープランのオリジナル呼称であり区分である。観光地の多くは計画的に周辺環境整備が行われる事が少なく、環境保全等の点で開発が困難な場合が多い。このため、進入口等の存在が判りにくい場合が多く、安全性確保の点でも大きな課題になっている。胎内市においてもこの傾向が強いためこれを改善する方策として提供情報の種別による上記三情報の仕様区分を設定する。

#### 4) 規格および構造

表示板の規格は視認性の発揮に留意する。

- ・ 表示板の大きさ、設置する高さ等の規定に関しては、先進事例において採用されている数値を参考に車利用者の見やすい高さを採用する。

表示板を固定する支持構造体は規定の強度を有し、経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 地域幹線道路の路側に設置することから、支持構造体の強度は同様な路側設置型の道路標識設置基準と同等の強度を確保する。＜車利用者仕様＞
- ・ 総合案内サイン同様に経済的で市場性があり、耐久性に優れた素材を構造体として使用する。

表示板は表記情報の劣化を感じさせにくく、昼夜、四季を問わず視認性が高く経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 設置期間中、その機能を健全に発揮させるために、変色や汚れ等が生じにくいプリント仕様を採用する。
- ・ 表示板プリントは高輝度反射プリント仕様とする。

#### 5) 表記

表示板のベースカラー

- ・ 表示板のベースカラーは、「プラム」もしくは「鉄色」とする。
- ・ 文字のカラーは「パール・レモン」とする。
- ・ 避難表示のベースカラーは「エーテル」とする。

表示内容は配置するルート上の目的地、方向、距離とする

- ・ 表記内容は、対象路線を走行する際の目的地名、方向、距離の表示を行い、複数表記を行う場合には近い順に上から列記する。ただし、避難所情報は距離にかかわらず最上部に掲示する。
- ・ ピクトグラム表記が可能な場合は、目的地名の横に併記する。

### 表示板の基準（表記基準と表記内容）

- ・ 表記する情報は、車利用者対応仕様については、車でアクセスする主要な観光拠点名\*10とする。
- ・ 歩行者対応仕様については、徒歩周遊圏内（1.0～2.0km 圏内）に位置する主要な観光拠点名とする。
- ・ 最上部の表示板には設置地点から最も近くに位置する避難所名を掲示する。\*11
- ・ ただし、情報過多による煩雑さや混乱を避けるために、公共性や地域の集約性、規模等の一定の基準\*12を設けることが必要になる。

▶ \*10：名称は利用者優先の原則をふまえて一般的に普及している呼称を優先する。ただし、伝統的・歴史的な固有名詞の使用に際しては胎内市で統一整理し、ふりがなを併記する。

▶ \*11：基本方針にも定めている通り、地域に不案内な来訪者を主要なターゲットとする観光サインは、避難誘導情報を的確に伝えていくことも重要な役割である。そこで胎内市オリジナル仕様として、最も視認性の高い最上部の表示板に避難所名を掲示することとする。

▶ \*12：基準は胎内市の観光戦略と利用者の利便性向上の点を総合して設定する必要がある。民間施設の取り扱い等にも十分な配慮を行う。

### フォントと他言語表記、文字の基準

- ・ 道標サインは二カ国語（日本語と英語（ローマ字））表記を行う。また、使用するローマ字はヘボン式とする。
- ・ 文字サイズ等の詳細な規定は「観光活性化標識ガイドライン」「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針：東京都」「道路標識設置の手引き：東京都」を参考に規定する。
- ・ 道標サインに使用する日本語表記は、総合案内サイン同様に既往の道標サインとの関連性と視認性の高さから「丸ゴシック体」を採用する。

#### 参考：案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン



### (3) 名称サイン

#### 1) 留意点

##### 1 目的地に関する必要不可欠な情報を正確かつ的確に提供する

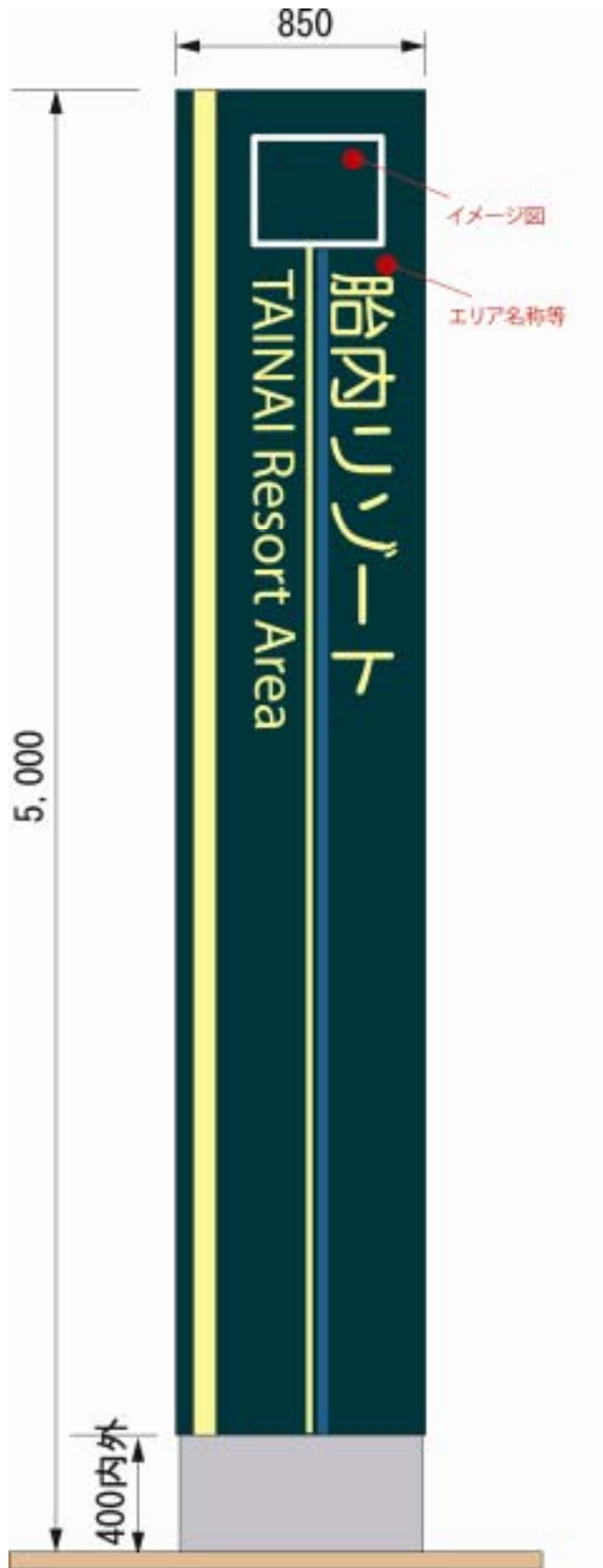
- ・基本的には総合案内サインに掲載する施設及び拠点名と連動した固有名詞を掲載する。

##### 2 街並みや周囲の景観との調和がとれたものとする

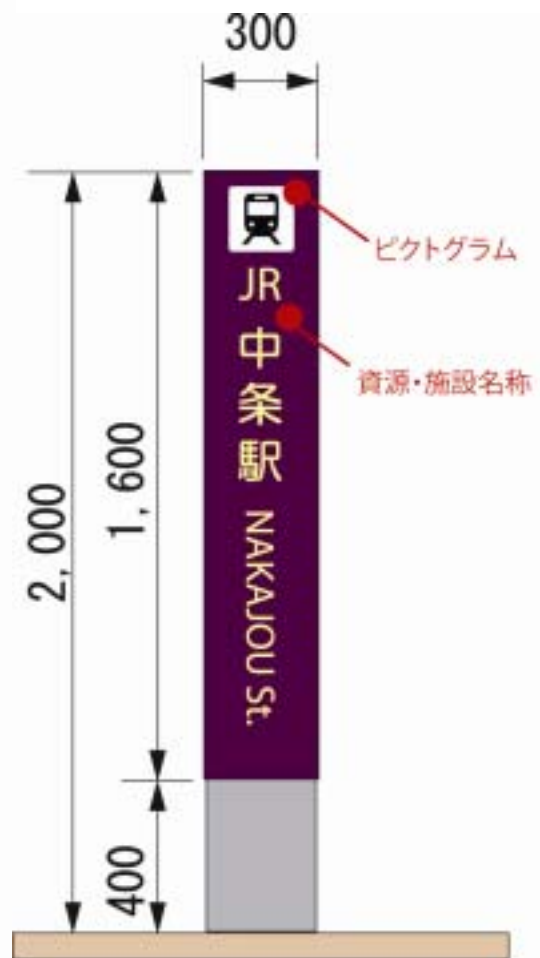
- ・設置する地域の景観と調和する点を重視し、周囲の景観に融合しつつ存在感が発揮できる配置と規格とする。

## 2) 名称サインの整備イメージ

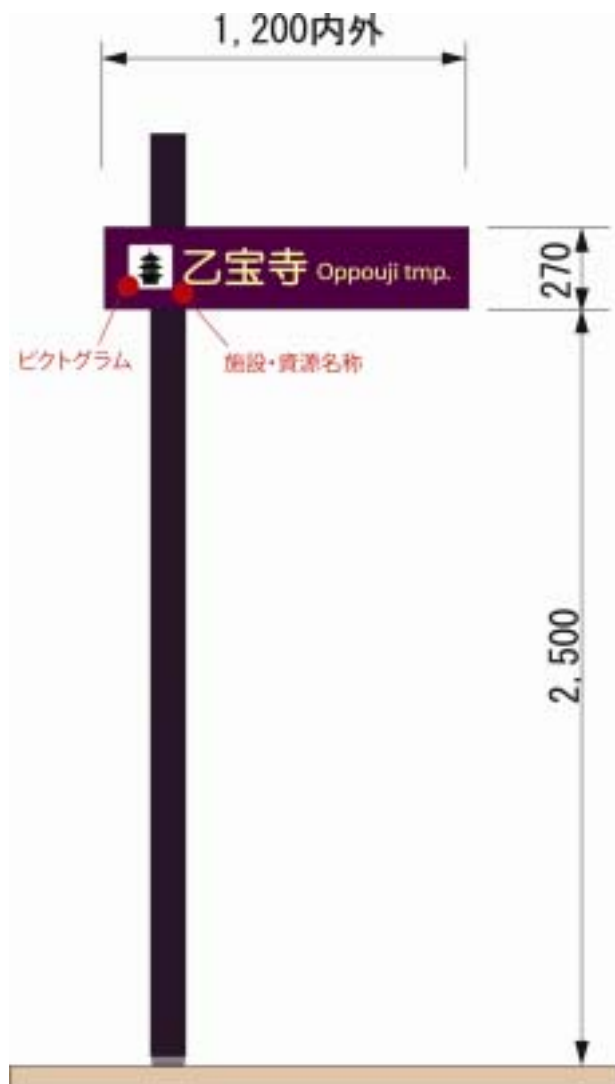
### 名称サイン（車利用者対応型）



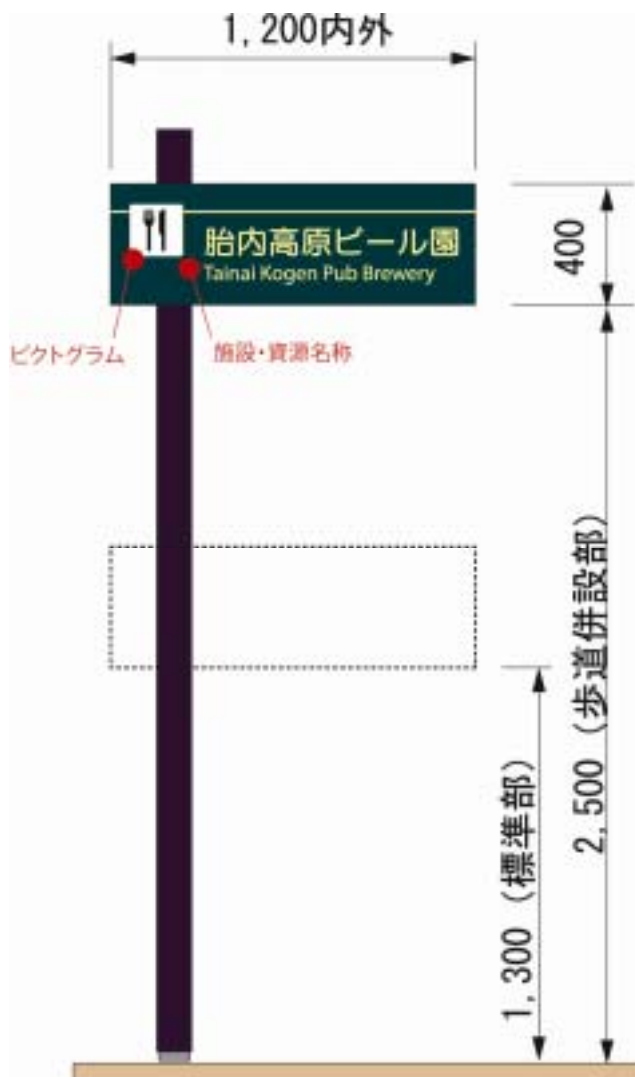
### 名称サイン（拠点対応型）



名称サイン（拠点对応型歩道設置仕様）



名称サイン行政界設置仕様（車利用者対応型）



### 3) 配置

観光拠点の入口やアイストップ効果のある場所に設置する。

- ・ 観光拠点（目的地）の正面または進行方向の正面でかつ視線が自然に到達する位置に設置する。

### 4) 規格および構造

表示板の規格は視認性の発揮に留意する。

- ・ 表示板の大きさ、設置する高さ等の規定に関しては、関係法の基準や経済性、車椅子利用者の見やすさを考慮した高さを採用する。

表示板を固定する支持構造体は経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 総合案内サイン同様に経済的で市場性があり、耐久性に優れた素材を構造体として使用する。

表示板は表記情報の劣化を感じさせにくく、昼夜、四季を問わず視認性が高く経済的で耐久性に優れたものとする。

- ・ 設置期間中、その機能を健全に発揮させるために、変色や汚れ等が生じにくいプリント仕様を採用する。

### 5) 表記

表示板のベースカラー

- ・ 表示板のベースカラーは、「**ブラム**」もしくは「**鉄色**」とする。

表示板の基準（表記基準と表記内容）

- ・ 表記する内容は、施設・資源名のみ、もしくは施設名・資源名と施設・資源に関する解説とする。

フォントと他言語表記、文字の基準

- ・ 道標サインは二カ国語（日本語と英語（ローマ字））表記を行う。また、使用するローマ字はヘボン式とする。
- ・ 文字サイズ等の詳細な規定は「観光活性化標識ガイドライン」「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針：東京都」「道路標識設置の手引き：東京都」を参考に規定する。
- ・ 名称サインに使用する日本語表記は、総合案内サイン同様に既往の道標サインとの関連性と視認性の高さから「丸ゴシック体」を採用する。

## 6 . 観光サインの維持管理方針

### ( 1 ) 計画的整備に向けた維持管理体制の構築

胎内市としての統一したイメージづくりを担うとともに、「利用者本位」の観点を重視した観光サインを計画的に整備していくためには、それを可能とする仕組みづくりが重要となる。特に、様々な主体が関わる観光サインは、各主体が共通の認識のもと、連携をしながら設置・管理を行うことが求められる。

#### 1 サインに関する意識醸成をはかる

サインは、多岐に渡る主体が設置する可能性のあるツールであるため、サインの基本的な知識や、設置の際のルール等を関係者間で共有しておくことが重要となる。そのためにも、本マスタープランの存在を多くの関係者に周知しておく。

#### 2 サインの担当課を整理する

現在、胎内市では、施設の担当課が当該施設のサインを設置している。しかし、その結果、サインを設置する主体が多岐にわたり、統一感のないサインが整備される一要因となっている。

そこで、サインの特性（主なターゲット）に合わせて主体を見直し、市役所内におけるスムーズな管理体制\*13を構築する。

- ▶ \*13：統一感のあるサインを整備していくためには、サインを設置する主体をできる限り集約させることが望ましい。例えば、観光客を主なターゲットとする施設のサインは一括して商工観光課が設置する等が考えられる。集約させることで、統一感のあるサイン整備が可能になる他、観光客や市民からの問い合わせにスムーズに対応できる、市役所内の体制変更に伴う設置主体の変更が少ない等のメリットがある。

#### 3 サインカルテの作成と管理

サインを適切に維持・管理していくためにも、サインの設置場所、設置年、設置主体、施工会社、改修履歴等を整理したサインカルテ\*14を作成し、サインに関する情報をいつでも確認できるようにしておく。

- ▶ \*14：胎内市地理情報システムと連動したサインカルテを試作中である。サインカルテは庁舎内の各課から閲覧可能とし、サインの改修を行うたびに担当課が最新情報を加筆し、更新する。  
なお、サインカルテは商工観光課が管理を行うものとする。

## ( 2 ) 新規設置に際してのルール

### ルール 1 本マスタープランに則ったサインを設置する

個々の判断で基本デザイン等を変更することなく、本マスタープランの方針に則ったサインを設置する。判断に迷うような場合や例外となる場合は、商工観光課と相談をして対応する。

### ルール 2 各種関連法規をふまえてサインを設置する

屋外広告物法、道路法、景観法、建築基準法、消防法などの各種関連法規を確認した上でサインを設置する。

### ルール 3 新規設置したサインの情報をサインカルテに記入する

サインを新しく設置した際は、そのサインに関する情報をサインカルテに記入する。

## ( 3 ) 維持・管理に際してのルール

### ルール 1 定期的にサインのメンテナンスを実施する

定期的にサインの状態（破損・劣化等）について確認作業を行う。その上で、破損しているサインや劣化が激しいサインについては、速やかに改修を行う。確認作業時以外に、破損や劣化しているサインを見つけた場合は、別の課の管轄のサインであっても速やかに担当課に報告をする。

### ルール 2 状況の変化に応じて速やかにサインの表記を更新する

施設場所や施設名称の変更など、サインに表記してある情報に変更があった場合は速やかに改修を行う。また、サインのみならず、パンフレットやガイドブック、ホームページ等も含めた情報発信媒体の一体的管理を心がける。

### ルール 3 改修したサインの情報をサインカルテに記入する

サインの改修工事や清掃等を行った場合は、その情報をサインカルテに記入する。

### ルール 4 サインマスタープランは定期的に見直しを行う

本サインマスタープランに基づいたサイン整備を行っていく過程においては、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、是正措置（Action））を実行しながら、適宜、計画の見直しを行っていくことも重要である。



胎内市観光サインマスタープラン

平成 24 年 3 月

胎内市  
商工観光課

TEL:0254-43-6111 (内線 1254)